

富福総発第310号
令和3年12月28日

富士市本市場432番地の1
社会福祉法人富士市社会福祉協議会 御中

富士市長 小長井 義正



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和3年12月28日 から 令和8年12月27日 まで